第七条第一項の表市町村の項第十号中⑽を削り、同号⑾を同号⑽とし、同号⑿から⒂までを同号⑾から⑭までとし、同項第十二号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	⒀　平成二十五年度臨時財政対策債
	ア　平成二十五年度市場公募都市に係るもの
	イ　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第十三号中「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十四年度までの各年度」に改め、同号に次のように加える。

	⑶　平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策債
	ア　全国防災事業債分
	(ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　緊急防災・減災事業債分
	(ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第九条第一項の表都道府県の項第二号中「0.667」を「0.680」に、「$\sum_{n=56}^{7}$」を「$\sum_{n=59}^{7}$」に改め、同項第三号中「〇・七〇」を「〇・七五」に、「〇・〇四」を「〇・〇五」に、「一一・一四」を「一一・四二」に、「〇・七二」を「〇・七七」に改め、同項第四号1中「0.968」を「0.972」に、「1.062」を「0.896」に改め、同項第五号1中「11.248」を「11.201」に、「132,574」を「138,348」に、「1.301」を「1.250」に、「2.439」を「2.344」に、「1.626」を「1.563」に、「14.634」を「14.063」に、「9.756」を「9.375」に、「0.813」を「0.781」に、「4.878」を「4.688」に、「0.956」を「0.952」に、「1.377」を「1.282」に、「29.54」を「28.26」に、「38.04」を「36.41」に、「26.52」を「25.07」に改め、同号2中「(平成二十五年二月十五日付け統発第〇二一一五第二号及び第三号)」を削り、「子育て支援交付金の対象となるもの（その年の四月一日までにへき地保育所から認可保育所となつたもの及びその年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）に係る子育て支援交付金精算額調書のうち「別表7　2。その他の事業(1)へき地保育」の「1日あたり平均入所児童数　平成二十四年度」とする。」を「安心子ども基金の対象となるもの（その年の四月一日までにへき地保育所から認可保育所となつたもの及びその年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）に係る「子育て支援交付金からの移行事業にかかる平成二十五年度実施状況調査について」（平成二十六年一月十五日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局事務連絡）に基づいて厚生労働省に報告された「へき地保育　実施状況調査」の「平成二十五年度1日あたり平均入所児童見込数」とする。」に改め、同号6中「「被用者及び非被用者等でない者に係る児童手当の支給状況報告について」（平成二十四年六月二十八日付け雇児発〇六二八第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて厚生労働省に報告された平成二十五年二月末時点の報告（以下「児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）」という。）」を「平成二十五年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成二十六年二月十二日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局事務連絡）に基づいて厚生労働省に報告された平成二十六年二月末時点の報告（以下「児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）」という。）」に改め、同号14中「「地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について」（平成二十四年六月二十八日付け雇発〇六二八第二号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて厚生労働省に報告された平成二十五年二月末時点の報告（以下「児童手当支給状況報告（地方公務員分）」という。）」を「児童手当支給状況報告（地方公務員分）」に改め、同号30中「平成二十三年度実施事業」を「平成二十四年度実施事業」に改め、同号31中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改め、同号32中「療養看護」を「療養介護」に改め、同項第六号1を次のように改める。